

令和3年第3回定例会委員意見概要及び提言の方向性について

前回（9月30日）の特別委員会において、重点調査項目に関して出された各委員の意見概要は以下のとおりであり、これらの意見を総合し、委員会としての提言の方向性をまとめた。

重点調査項目1 情報管理のあり方について 区における個人情報保護制度のあり方について

意見概要			提言の方向性
①	令和3年改正個人情報保護法の施行に向けては、区は適切な情報管理を行い、区民の利益を守るよう、国と連携して進めるべき。(内田委員)	1	【個人情報保護制度の官民一元化】 令和3年公布のデジタル改革関連法の施行に伴う個人情報保護制度の官民一元化に向けて、デジタル社会の目指すビジョンにある「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」の理念を踏まえ、区民の利益が守られるよう、区は国と連携して適切な情報管理を行うとともに、今後の区への影響の見通しを区民に周知していくべきである。
②	デジタル改革関連法に伴う個人情報保護制度の官民一元化による区への影響について、デジタル社会の目指すビジョンにある「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」の理念を踏まえ、今後の見通しを区民に周知していくべき。(寺田委員)		
③	個人情報の保護と利活用は、運用ルールを徹底する一方で、技術の進歩や世の中の変化に合わせた取り扱いとするよう柔軟に対応すべき。(内田委員)	2	【個人情報データの利活用】 DV被害者等をはじめとする個人情報の保護を徹底するとともに、匿名加工情報にするなどの必要な措置を講じた上で、統計的に得られたデータの利活用の可能性を検討すべきである。
④	DV被害者等の個人情報の保護を徹底する一方で、統計的に得られたデータの利活用を行えるよう検討すべき。(南雲委員)		
⑤	改正個人情報保護法を踏まえて、今後は個人情報のデータを加工して利活用する方向性となるが、漏えいのリスクも高まるため、区民が不利益にならないように運用すべき。(田中委員)		
⑥	区は個人情報保護制度を後退させない姿勢が必要であり、区民の利益を守る内容の条例改正を行うべき。(吉田委員)	3	【個人情報保護条例等のあり方】 今後の個人情報保護条例等の改正などに向けては、令和3年改正個人情報保護法に基づく内容を踏まえ、区民の利益の保護を後退させないよう検討すべきである。また、区の情報公開及び個人情報保護審議会のあり方については、引き続き、個人情報保護制度の実効性を担保する機能を果たせるよう新たな役割を含めて検討すべきである。
⑦	個人情報保護条例等の改正に向けては、改正個人情報保護法に基づく内容とともに、区としても狙いや意義をもった内容となるよう検討すべき。(山田ひでき委員)		
⑧	個人情報保護審議会はこれまでも区政に多大な貢献をしてきたことから、今後も区民の利益を守る役割が果たせるよう、審議会のあり方について検討していくべき。(中妻委員)		
⑨	情報公開及び個人情報保護審議会は、法改正後も審議会としての役割を残すことにより、個人情報保護制度の実効性を担保すべき。(吉田委員)		
⑩	法改正の影響に伴う、区の情報公開及び個人情報保護審議会のあり方については、新たな役割を検討し、存続するよう努めるべき。(南雲委員)		
⑪	区のデジタルトランスフォーメーション戦略の推進に向けては、令和3年改正個人情報保護法の目的や趣旨を踏まえて、区民サービスの向上や区職員の業務の効率化を進めるべき。(山田貴之委員)	4	【デジタルトランスフォーメーション戦略の推進】 区のデジタルトランスフォーメーション戦略については、令和3年改正個人情報保護法の目的や趣旨を踏まえて、区民サービスの向上や区職員の業務の効率化に資する方向で進めるべきである。